

支えないが、選挙期日（10月22日）に貼り替えることはできないので留意すること。

- (4) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を平成29年9月21日付第201700155002号「ポスター掲示場設置場所一覧表等及びその図面の提出について（通知）」で通知したところにより、県委員会に提出すること。

## 2 公営施設使用の個人演説会等

- (1) 公営施設を使用して行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、施設の管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）にあらかじめ個人演説会等を開催することのできる日時の予定表を提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表しておく等の措置を講じておくこと。
- (2) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有し又は管理する建物においては、個人演説会等を行うことができないので管理者に周知すること。
- (3) 市町村委員会は、公営施設に異動を生じたときは、別に通知するところにより報告すること。

## 3 選挙公報及び審査公報

衆議院選挙における選挙公報（小選挙区選挙及び比例代表選挙の2種類）及び国民審査における審査公報を、各世帯に配布する期限は、選挙期日又は審査期日前2日（10月20日）までであるが、各市町村委員会には、第3回物資輸送（10月12日）で選挙公報（小選挙区選挙）を、第4回物資輸送（10月15日）で選挙公報（比例代表選挙）・審査公報をそれぞれ配布するので、あらかじめ配布計画をたてておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、受領後直ちに各世帯、各指定病院等へ配布すること。

## 4 裁判官氏名等の掲示

国民審査を受ける裁判官の氏名等の掲示は、審令第19条から第21条までの規定により、審査の告示日の翌日（10月11日）から審査期日（10月22日）まで1投票区につき1箇所以上掲示しなければならないこととされているが、この氏名等掲示については、県委員会が作成し、第2回物資輸送（10月8日）。ただし、10月6日以降に審査対象裁判官が追加された場合は、第3回物資輸送（10月12日）に送付するので掲示場所を選定しておくとともに、掲示に当たっては、破損、毀損等が生じたときは速やかに再掲示する等の措置を講ずること。

また、「第3 投票」2（6）の場合にあっては、氏名等の掲示の消除又は変更を行い、その旨の掲示を行うこと。

## 第6 選挙運動と政治活動

最近の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、あくまで法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるよう、関係当局との連絡を密にするとともに、別に通知するところにより、適切な処置をとること。

なお、候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）の政治活動用ポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用するポスター（後援団体の名称を表示するもの）の掲示については、選挙前の一定期間当該選挙区内に掲示することが禁止されるが、すでに当該期間に入っているので留意すること。（法143条第16項）

また、政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに衆議院選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、公示の日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと（法201条の14第1項）。

## 第7 投票及び開票速報体制

- 1 投票速報及び開票速報については、別に通知するところにより速報体制の確立を図ること。
- 2 投開票速報を行うに当たっては、人員体制及び機器の操作等について万全の体制を図ること。
- 3 投票率を推定するため、別に通知するところにより、一部の市町村において投票状況の報告を求める予定であること。

## 第8 啓発活動

明るい選挙を実現するためには、全ての県民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが大切である。今回の衆議院選挙及び国民審査においては、別途通知する「第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領」に基づき、「選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進」及び「きれいな選挙の推進」を重点事項として啓発事業を実施する予定としている。各市町村委員会においても、この啓発事業要領に基づき関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種啓発活動を推進すること。

## 第9 その他

- 1 比例代表選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示における名簿登載者の氏名は縦書とされているので間違いないないようにすること。
- 2 投票録及び開票録については、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査をそれぞれ別々に作成すること。  
なお、指定在外選挙投票区の投票録の様式は他の投票区の様式と異なるものであること。
- 3 選挙執行委託費の経理に当たっては、適正な経理に努めることはもちろん、必要資材の調達、選挙の執行体制等について検討を加えて経費の効率的な支出に努めるとともに、交付される金額の範囲内で費目相互間の調整を図り、

執行経費に不足を生ずることのないよう留意すること。

また、選挙執行委託費の使途については、国において詳細な使途状況調査が行われるものであることから、経理の記録を確実に整備しておくこと。

4 点字氏名票等の配布及びその投票所等への備え付けに関する事項並びに点字又は音声による「選挙のお知らせ版」の配布については、別に通知するところによること。

また、指定病院等から、点字による投票の請求があった場合は、選挙の種類を表示する点字シールを貼った上で交付すること。

5 衆議院選挙及び国民審査に係る確定報告書は、別に通知するところにより作成し、提出すること。

## (6)在外投票の事務処理について(通知)

第201700154489号  
平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会委員長様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第48回衆議院議員総選挙に係る在外投票の事務処理について(通知)

第48回衆議院議員総選挙(以下「総選挙」という。)の管理執行については、本日付け第20170015632号により通知したところですが、在外投票の事務処理については下記事項に御留意いただくとともに、投票用紙等物品の取扱いに慎重を期していただきますようお願いします。

記

### 第1 公示日前の郵便による在外投票関係事務

#### 1 投票用紙等の必要数の確保

郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒については、総務省において作成し、既に県の選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)を経由して各市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)に交付したところであること。

なお、総務省において作成し、各市町村委員会に送付した投票用紙等は、郵便による在外投票においてのみ用いられるものであるので、在外選挙人の国内における投票又は国内の選挙人の投票に用いられることのないよう注意すること。

おって、既に措置済のことではあるが、在外選挙人への投票用紙等の交付期間が長期にわたるので、その保管については万全を期すこと。万一紛失等の事故が発生した場合、総務省において新たに全ての投票用紙等を作成し、配布し直す等の措置が必要となることもあり得るので、保管については十分な措置を講ずること。

#### 2 物品の準備

市町村委員会は、投票用封筒(内封筒、外封筒)や送付用封筒等の交付物品のほか、国際スピード郵便(以下「EMS」という。)の宛先を記載する連写式伝票(日本郵便株式会社の営業所で用意しているもの)等の郵便による在外投票に関して必要な物品について、あらかじめ周到な準備を行っておくこと。

#### 3 郵便による在外投票のための投票用紙等の発送及びその準備

市町村委員会は、郵便による在外投票のための投票用紙等を円滑に発送できるよう、あらかじめ郵便による在外投票の対象者を在外選挙人名簿に基づき確認しておくとともに、選挙人の住所地がEMSの取扱い地域であるか等について事前に日本郵便株式会社と打ち合わせておくこと。

#### 4 投票管理者等への制度の周知

市町村委員会は、あらかじめ関係する投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人及び事務従事者に対し、在外投票の手続きについて十分に説明しておくこと。

### 第2 在外選挙人名簿の登録及び閲覧等

#### 1 在外選挙人名簿の登録の迅速化

在外選挙人名簿への登録については、在外選挙人証の送付に要する時間を考慮し、速やかに登録事務を行い選挙人の投票の機会ができるだけ確保されるよう留意すること。

#### 2 在外選挙人名簿の登録を行わない期間

公示の日から選挙の期日までの期間は、在外選挙人名簿の登録は行わないこととされていること。

#### 3 国内への転入者の取扱い

国外から国内に転入し、選挙人名簿に登録された者については、当該名簿に基づいて投票を行うこととなり、在外選挙人名簿に基づく投票はできないものであること。

#### 4 在外選挙人名簿の閲覧

今回の総選挙における在外選挙人名簿の閲覧期日は、公示日の1日のみとされていること。

#### 5 在外選挙人証の記載事項の変更等

在外投票のための投票用紙等の請求の際には必ず在外選挙人証を提示することとされていることから、在外選挙人証の記載事項の変更又は再交付の申請がなされた場合にあっては、直ちに当該申請に係る手続きを行うこと。

### 第3 郵便による在外投票に用いる投票用紙等の市町村委員会への交付

#### 1 市町村委員会からの交付請求

郵便による在外投票に用いる投票用紙等の交付請求は、市町村委員会の委員長が、県委員会の委員長を経由して総務大臣に対して書面をもって行うこととされており、既に完了しているものであること。

## 2 市町村委員会への交付

### (1) 交付

市町村委員会の委員長は、総務大臣から県委員会の委員長を経由して交付される投票用紙等を受領したときは、数量等を確認し、直ちに「投票用紙等交付請求書兼受領書」を県委員会の委員長に提出すること。

なお、投票用紙等については、平成29年9月25日付第201700155334号（「在外投票に係る物品等の配布について（通知）」）において通知したとおり配布すること。

### (2) 投票用紙等の追加交付

市町村委員会の委員長は、在外選挙人名簿の登録状況や選挙人からの投票用紙等の請求状況等から投票用紙等が不足する恐れがあると認めた場合においては、県委員会の委員長に対して投票用紙等の追加交付を請求すること。

県委員会の委員長は、市町村委員会の委員長から投票用紙等の追加交付の請求を受けた場合には、県委員会が留保している投票用紙等から追加交付を行うこと。

なお、県委員会が留保している投票用紙等が追加交付に必要な数量に不足する場合には、県委員会の委員長が総務大臣に対して追加交付の請求を行うこととなるので、県委員会の委員長に対する投票用紙等の追加交付の請求に際しては、予め時間的余裕をもって連絡すること。

## 第4 郵便による在外投票

### 1 在外選挙人からの交付請求

在外選挙人は、選挙の期日前4日までに在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村委員会（以下「登録地選管」という。）の委員長に対して、当該在外選挙人が署名をした文書により、在外選挙人証を提示して直接に、又は在外選挙人証を同封した郵便をもって投票用紙等の交付を請求することができる。

### 2 投票用紙等の発送

登録地選管の委員長は、請求を行った選挙人が郵便による在外投票を行うことができる者に該当すると認めた場合には、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日より発送することとなっていることから、9月28日から発送することとなる。

この際、在外選挙人から、比例代表選挙、小選挙区選挙いずれかの投票用紙のみの請求となっている場合には、投票用紙等の交付誤り等のないよう、十分注意すること。

なお、国外への投票用紙等の発送については、投票用紙等の送付に要する時間を考慮し、あらかじめ十分な準備をしておくとともに、郵送方法の選択においても、最も迅速かつ確実なものを選ぶこと。

また、在外選挙人証及び投票用封筒に記載すべき事項について、遗漏がないよう特に留意するほか、旧様式の在外選挙人証が同封されていた場合には、新様式のものを交付し、在外選挙人の便宜を図られたいこと。

## 第5 在外公館投票

在外公館における投票は、公示日の翌日から選挙期日前6日までに行われるが、選挙の期日の直前に集中して登録地選管に到着することが予想されるので、投票の受領、指定在外選挙投票区の投票管理者への送致、受理不受理の決定等の事務に要する人員の配置に留意するなど事務の円滑な処理について配慮すること。

## 第6 国内における投票

### 1 投票の種類等

在外選挙人は、在外選挙人名簿登録地市町村（以下「登録地市町村」という。）の指定在外選挙投票区の投票所において選挙期日に投票すること、登録地市町村において公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に市町村委員会が指定した期日前投票所で投票すること、登録地市町村以外の市町村において（選挙の当日選挙権を有しない者（以下「選挙権未取得者」という。）は登録地選管を含む。）公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に不在者投票を行うことができる。

なお、指定病院等における不在者投票制度、郵便による不在者投票制度、特定国外派遣組織における不在者投票制度、南極投票制度、海上投票制度及び指定港における不在者投票等船員に関する投票手続きは適用されないこと。

在外選挙人の国内投票においては、県委員会が作成して市町村委員会に送付した投票用紙等を用いることとし、誤って総務省作成の投票用紙等を用いることのないよう十分注意すること。

また、在外選挙人が投票を行う場合には、在外選挙人名簿との対照又は在外選挙人証の提示が必要である等、投票の手続きが異なることから、受付等の経路について十分に検討しておき、投票事務に混乱が生じないよう特に留意すること。

### 2 投票所での当日投票

在外選挙人は、選挙当日、自ら登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所へ行き、在外選挙人証を提示して投票することができる。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であることを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遗漏がないよう留意すること。

### 3 期日前投票所での投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、自ら登録地市町村の期日前投票所へ行き、在外選挙人証を提示し、かつ、期日前投票事由を申し立て、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出して投票することができる。

期日前投票所の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であり、期日前投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遗漏がないよう留意すること。

#### 4 不在者投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、登録地市町村以外の市町村において、又は選挙権未取得者が登録地市町村において、在外選挙人証を提示し、市町村委員会の委員長が管理する投票を記載する場所で投票を行うことができる。

なお、投票用紙等を請求する場合は、不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこと。

不在者投票管理者は、投票用紙等を交付する際には、在外投票ができる者であり、不在者投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遗漏がないよう留意すること。

### 第7 登録地選管における投票の送致等

登録地選管の委員長は、在外公館の長から送付された在外公館投票、郵便による在外投票、登録地市町村以外の市町村委員会から送付された不在者投票及び選挙権未取得者の不在者投票を直ちに登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

また、第8に掲げる措置をとるほか、投票管理者において受理・不受理の決定をする際の判断材料となる情報等を適切に提供する必要があること。

### 第8 投票の受理・不受理の決定等

#### 1 投票管理者における受理・不受理の決定等

投票の受理・不受理の決定等についての考え方は、基本的に一般の不在者投票と同じものであること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに送致を受けた投票について、送付用封筒から投票用封筒を取り出し、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聞いて、受理・不受理の決定をすること。

受理された在外投票は、投票用封筒を開いて直ちに投票箱に入れなければならないが、この場合においては、投票の秘密の保持に特に留意すること。

#### 2 開票管理者における在外投票の取扱い

開票管理者における在外投票の取扱いについての考え方は、基本的に一般の不在者投票の取扱いと同じであること。

### 第9 在外投票事務処理簿等の作成

1 登録地選管の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、在外投票に関してとった措置等を記録するとともに、その概略を記載した在外投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

2 在外選挙人の国内での投票においては、登録地選管の委員長は、一般の不在者投票事務処理簿及び不在者投票に関する調書とは別に、在外選挙人に係る不在者投票事務処理簿を備えるとともに、在外選挙人の不在者投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送付しなければならないこと。

3 指定在外選挙投票区の投票管理者は、1及び2の調書を投票所投票録に添付しなければならないこと。

4 指定在外選挙投票区における投票所投票録、期日前投票所において毎日作成する期日前投票所投票録は通常のものとは別様式となっているので注意すること。

### 第10 投票用紙等の実績報告

市町村委員会は、選挙の期日後直ちに投票用紙等の受領及び交付に関する実績報告書を県委員会あて提出すること。

## (7)投票及び開票事務の取扱いについて(通知)

第201700156385号  
平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会事務局長様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票事務の取扱いについて(通知)

平成29年10月22日執行予定の第48回衆議院議員総選挙(以下「衆議院選挙」という。)及び第24回最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)における投票及び開票事務の取扱いについては、「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における管理執行について(通知)」(平成29年9月28日付第201700156322号本職通知)によるほか、下記事項に御留意の上、遗漏のないようにお願いします。

記

#### 1 投票事務

投票事務の取扱いについては、既に配布済みの「投票事務取扱要領」、「期日前投票事務取扱要領」及び「在外選挙

事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、衆議院選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が選任すること。

この場合、衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選挙」という。）と衆議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）とで同一人を選任して差し支えないこと。

また、小選挙区選挙の投票管理者及び職務代理者が国民審査の投票管理者及び職務代理者となるものであること。

- ② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権を有すること。

したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務のすべてについて常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

- ③ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。

イ 投票立会人

- ① 投票立会人の選任に当たっても、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同一人とすることは差し支えないこと。

また、小選挙区選挙における投票立会人は、国民審査の投票立会人となるものであること。

- ② 選任に当たっては、当該投票区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て市町村委員会が選任すること。

- ③ 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立会う職責を有すること。

- ④ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。

- ⑤ 性別や年齢を問わず選任し、投票所の雰囲気を和らげるよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

- ① 選挙期日の公示日以後、可能な限り速やかに入場券を交付すること。

入場券の記載誤り、誤配布等が生じないよう、執行体制に万全を期すとともに、日本郵便株式会社等との連携を密にし、配布計画の策定に当たること。

- ② 投票所の門戸には、小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。

- ③ 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙とが別々となるようにすること。

また、国民審査については比例代表選挙と併せて行うことができるようすること。

なお、在外選挙人が国内で行う投票については、在外選挙人名簿との対照、在外選挙人証の提示、在外選挙人証への必要事項の記入等、一般の選挙人と異なる手続きが必要となるため、その受付等の経路について十分に検討しておくこと。

また、在外選挙人に国民審査の投票用紙を誤って交付することのないよう注意するほか、総務省が作成した、郵便による在外投票用の投票用紙を誤って交付することのないよう万全を期すること。

- ④ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう掲示しておくこと。

- ⑤ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。

- ⑥ 投票所内及び投票記載台の小選挙区選挙の氏名表及び比例代表選挙の政党等名称等掲示の内容にそれぞれ誤りがないか確認すること。

- ⑦ 選挙人へ投票の記載方法を分かりやすく周知するよう工夫すること。

- ⑧ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。

- ⑨ 視覚障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字による候補者氏名票（小選挙区選挙用）、名簿届出政党等名称等票（比例代表選挙用）及び裁判官氏名票（国民審査用）を作成し、送付するので、別途通知するところにより取り扱うこと。

- ⑩ 投票所には必ず時計を用意するとともに、投票所の開閉は、投票所の入口を確認して正確に行うこと。

- ⑪ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。

- ⑫ 歩行の困難な方への対策として、仮設スロープの設置等に配慮すること（「6 その他」参照）。

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参考していることを確認すること。

この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は、直ちに2人に達するまで当該投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。

- ② 最初に到着した選挙人の面前で、すべての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨を当該選挙人に文書で証明してもらうこと。

- ② 選挙人名簿との対照に当たっては、入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容のほか、本人が申し立てた内容と本人自身とをよく見比べるなどして当該選挙人本人であることを確認すること。  
また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照業務が終了するまでは投票用紙を交付しないこと。
- ③ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ④ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめるとともに、二重登録の可能性のある者については、事前に転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。
- ⑤ 補正登録すべき者があった場合は、市町村委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙の交付に当たっては、小選挙区選挙と比例代表選挙とは別々に交付する（国民審査の投票用紙は、比例代表選挙の投票用紙と同時に交付する）とともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。  
交付の際は、交付係からそれぞれ口頭で「このピンク色の投票用紙は、小選挙区選挙の投票用紙です。候補者個人の名前を記入してください。」、「このみどりがかった薄い藍色の投票用紙は、比例代表選挙の投票用紙です。政党等の名称か略称を記入してください。」と説明する等、選挙人が投票の記載方法を誤らないよう十分配慮すること。  
また、今回の衆議院選挙では、投票用紙の色については、総務省が作成する、郵便による在外投票用紙の色（小選挙区選挙：ピンク色、比例代表選挙：あさぎ色）に合わせることとし、併せて国民審査についてはうぐいす色とするとともに、交付誤り防止の観点から「小選挙区」「比例代表」の文字を可能な限り強調したので、投票用紙を取り違えないよう交付係への指導を徹底すること。
- ⑧ 国民審査の投票については、投票が強制にならないようにするとともに、受け取った投票用紙をそのまま持ち帰ることはできないので、投票を行わない場合は投票管理者に投票用紙を返してもらうように適切な指導を行うこと。
- ⑨ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、「点字投票」と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。  
この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう投票用紙と点字シールの印字及び色をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向に貼り付けること。  
また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は小選挙区選挙です。点字で“シューギイン ショーセンキョク”と選挙の種類が表示してありますのでご確認ください。候補者個人の氏名を記載してください。」等説明すること。
- ⑩ 代理投票は、心身の故障その他の事由により、投票用紙に候補者の氏名等を自書することができない者に限られること。  
代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、補助者2人を投票所の事務に従事する者のうちから選任しなければならないこと（補助者本人の承諾を得る必要はない。）。

#### カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「投票所の入口」を閉じること。  
② 投票管理者は、不在者投票及び在外投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて決定すること。  
③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は開いてはならないこと。  
④ 投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査のそれぞれの投票録を正副2通作成し、署名すること。  
また、指定在外選挙投票区における投票所投票録は、一般のものとは様式が異なっているので注意すること。  
なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、失権者は含まれないが、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者は含まれることに注意すること。
- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。  
この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

#### （2）期日前投票所における投票

期日前投票については、10月11日（国民審査においても原則同様。ただし告示前4日以内に、新たな裁判官の任命がされた旨の通知があった場合、審査期日の7日前）から行われるところであるが、当該事務の取扱いについては、次の事項に留意すること。

##### ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者及び職務代理者は、選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。  
いずれも小選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。  
また、小選挙区選挙における投票管理者及び職務代理者が、国民審査の投票管理者及び職務代理者となること。  
② 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。
- イ 投票立会人
- ① 市町村委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。  
なお、小選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。  
② 投票立会人の職務内容は、投票手続きの立会い等を行うこととなるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前

投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が異なっているので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙とが別々になるようにするとともに、在外投票に関し、指定した期日前投票所においては、受付等の経路について十分に検討しておくこと。  
投票用紙の交付誤りのないように注意するとともに、交付及び投票の記載の流れについて十分に検討しておくこと。
- ③ 選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に小選挙区選挙の候補者氏名及び候補者届出政党名並びに比例代表選挙の政党等の名称及び略称を掲示すること。  
なお、国民審査についても原則同様である。ただし告示前4日以内に、新たな裁判官の任命がされた旨の通知があった場合、審査期日の7日前から、審査に付される裁判官の氏名等の掲示をすることとなるため注意すること。
- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

工 投票の開始

投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続きを行う必要があること。

また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。

才 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印することになること。
- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に入れて保管することも可能であること。
- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査のそれぞれの期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。  
なお、指定在外選挙投票区における期日前投票所投票録は一般のものとは様式が異なっているので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。  
この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録等についても併せて送致すること。

## 2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別添の「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理者

- ア 開票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、衆議院選挙の選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。  
この場合、小選挙区選挙と比例代表選挙に同一人を選任できること。  
また、小選挙区選挙における開票管理者と職務代理者がそれぞれ国民審査の開票管理者と職務代理者となるものであること。
- イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等、開票事務の全般に渡り常に注意しなければならないこと。  
なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。
- ウ 開票管理者と職務代理者は同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

- ア 開票立会人は、小選挙区選挙の候補者又は候補者届出政党及び比例代表選挙の名簿届出政党等が、その市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目(10月19日)の午後5時までに市町村委員会に届け出ることになっていること。  
この場合、候補者、候補者届出政党及び名簿届出政党等は、同一人を他の選挙に係る開票立会人となるべき者として届け出ることはできないので、届出の受理にあたっては十分注意すること。  
また、小選挙区選挙の開票立会人は、国民審査の開票立会人となるものであること。
- イ 開票立会人は、小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査についてそれぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。  
この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。  
また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となれないこと。  
この場合の政党等の所属は、候補者の届出をした政党、あるいは名簿届出政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属政党ではない点に注意すること。

### (3) 開票事務従事者

- ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に選挙事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。  
また、動きやすい衣服等（ウエア、シューズ等）を着用するよう、事前に指示しておくこと。
- ウ 開票事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けること。
- エ 開票事務従事者は、開票参観人等に疑惑を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

### (4) 開票所の設備等

- ア 開票所の門戸には、必ず小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査の開票所である旨を表示した標札を掲げておくこと。
- イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、高さや配置等を工夫すること。
- ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないよう措置すること。
- エ 小選挙区選挙については、参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。  
また、比例代表選挙についても、可能な限り掲示を行うこと。
- オ 開票所の照明については特に留意し、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ、無停電装置等も準備しておくこと。
- カ 参観人は、当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入されること。
- キ 複写機を利用できる開票所にあっては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

### (5) 開票の開始

- ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、小選挙区選挙及び比例代表選挙の開票立会人がそれぞれ3人以上いること及びすべての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。  
この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。
- イ 投票箱は全部を一度に開き、まず小選挙区選挙と比例代表選挙、国民審査との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容がわからないように混同すること。  
この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票及び在外投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

### (6) 投票の処理

- ア 投票の処理は、小選挙区選挙を先に行い、その後比例代表選挙、国民審査の順に行うこと。
- イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。
- ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくとともに、比例代表選挙の投票の効力の判定方法についても、事前によく研究しておくこと。
- エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。
- オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。  
この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。
- カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者及び名簿届出政党等の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。
- キ 比例代表選挙の投票の処理は、小選挙区選挙の投票と混同する恐れが全くなくなった状態を確認した上で開始すること（同様に、国民審査については比例代表選挙と混同する恐れがなくなった後とすること）。
- ク 国民審査については、記号式投票とされているため、投票の効力の判定が衆議院選挙とは異なり、投票の集計方法も複雑であるので十分留意すること。
- ケ 開票管理者は、開票が終了したときは、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査についてそれぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

## 3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該当市町村のみ）については、別途通知するところにより行うこと。

### (1) 速報担当者

県への速報担当者は、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

(2) 速報の迅速性及び正確性の確保

速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数の者と数値の読み合わせを行うとともに、進捗管理を徹底すること。

4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

衆議院選挙の選挙時登録者数及び当日有権者数の報告については、「第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について(通知)」(平成29年9月28日付第201700155607号事務局長通知)及び「第48回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の整理について」(平成29年9月28日付第201700155292号事務局長通知)により通知しているところであるので、所定の様式により報告すること。

(1) 選挙時登録者数及び在外選挙人名簿登録者数については、公示日前日(10月9日)の正午までにファクシミリにより報告すること。

(2) 当日有権者数(在外含む)については、選挙期日前日(10月21日)の正午までにファクシミリにより報告すること。

なお、当日有権者数には、住所移転により表示がなされている者も含まれるので注意すること。

5 開票録等及び確定報告書の検収

衆議院選挙及び国民審査の開票録の検収は10月23日に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれを行いう予定であること。(「第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について(通知)」(平成29年9月28日付第201700155607号事務局長通知))

6 その他

(1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんあるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。

他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組みがさかんに検討、実践されているところであるので、各市町村においても、本通知及び別途配布の「開票事務取扱要領」によるほか、他団体の先進事例の取組みをマニュアルに反映させたり、前回の衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び統一地方選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取り組みを行うこと。

(2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう配慮すること。

(3) 投票所及び開票所は可能な限り1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難である身体障がい者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。

(4) 投票が円滑に行われるようするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては、投票の順路についての案内や誘導を行うこと。

(5) 身体等に障がいがある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、できるだけ本人の意思を尊重した丁寧な対応を行うこと。

(6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。

また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が候補者氏名、名簿届出政党等の内容を容易に確認できるようできる限りの便宜を図ること。

## (8) 諸物品の輸送計画について(通知)

第201700159420号  
平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会事務局長様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査において使用する諸物品の輸送  
計画について(通知)

このことについて、下記のとおり送付(受渡し)しますので、別紙を参照の上、確実に受領してくださいますようお願いします。

また、鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会事務局におかれましては、下記1の送付(受渡し)期日における担当者の派遣をお願いします。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願いします。

記

1 送付(受渡し)期日

第1回 平成29年10月16日(金)

第2回 平成29年10月18日(日)

第3回 平成29年10月12日(木)

第4回 平成29年10月15日(日)

- 2 送付(受渡し) 物品の種類 別紙1のとおり
- 3 送付(受渡し) 物品の数量 別紙2のとおり
- 4 受渡方法 別紙3のとおり
- 5 輸送計画 別紙4のとおり
- 6 留意点

諸物品の受け渡しに当たっては受領書を徴するので、担当職員は印鑑を持参すること。また、その際本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

(別紙1)

送付物品の種類

輸送区分	選挙啓発	番号	送付物品の名称	比例	選挙区	国審	備考
第1回輸送 10/6(金)	選挙物資・投開票諸用紙・啓発用物資等	1	一般用投票用紙	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		2	船員用不在者投票用紙	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		3	点字投票用紙	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		4	点字シール	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		5	不在者投票用外封筒(公印あり)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		6	不在者投票用外封筒(公印なし)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		7	郵便投票用外封筒(代理記載なし)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		8	郵便投票用外封筒(代理記載あり)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		9	不在者投票用内封筒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		10	仮投票用封筒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		11	不在者投票事務処理簿	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		12	不在者投票事務処理簿(在外)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		13	不在者投票に関する調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		14	在外選挙人の不在者投票に関する調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		15	在外投票に関する調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		16	期日前投票所投票録(一般)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		17	期日前投票所投票録(在外)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		18	不在者投票証明書用封筒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		19	期日前投票宣誓書	<input type="radio"/>			共用
		20	不在者投票宣誓書・請求書	<input type="radio"/>			共用
		21	不在者投票証明書	<input type="radio"/>			共用
		22	在外投票事務処理簿	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		23	投票用紙送付票	<input type="radio"/>			共用
		24	投票用紙及び投票用封筒精算書	<input type="radio"/>			共用
		25	郵便等投票証明書(本人)	<input type="radio"/>			共用
		26	郵便等投票証明書(代理記載)	<input type="radio"/>			共用
		27	選挙人名簿登録証明書	<input type="radio"/>			共用
		28	県作成啓発用ポスター	<input type="radio"/>			共用
		29	依頼書	<input type="radio"/>			共用
		30	請求書(甲)	<input type="radio"/>			共用
		31	投票用紙等送付書(甲)	<input type="radio"/>			共用
		32	不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙)	<input type="radio"/>			共用
第2回輸送 10/8(日)	選挙物資	1	一般投票用紙	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		2	船員不在者投票用紙		<input type="radio"/>		
		3	点字投票用紙		<input type="radio"/>		
		4	点字シール		<input type="radio"/>		
		5	最高裁判所裁判官の氏名等掲示		<input type="radio"/>		期日前・当日とも
		6	注意書き		<input type="radio"/>		期日前・当日とも
第3回輸送 10/12	投開票諸用紙	1	投票所投票録(一般)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		2	投票所投票録(在外)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		3	開票録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	表紙を含む
		4	有効投票決定箋	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		5	無効投票決定箋	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		6	疑問票効力決定箋	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		7	按分票効力決定箋	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

(木)	選挙公報・啓発用物資等	8 投票計算表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		9 得票集計表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		10 選挙のしおり	<input type="checkbox"/>			共通
		11 国作成ポスター	<input type="checkbox"/>			共通
		12 国作成点字パンフレット	<input type="checkbox"/>			共通
		13 国作成音声CD	<input type="checkbox"/>			共通
		14 国作成リーフレット	<input type="checkbox"/>			共通
		15 選挙公報	<input type="checkbox"/>			
		1 選挙公報	<input type="checkbox"/>			
第4回郵送 10/15(日)	選挙公報	1 点字指名票等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	期日前・当日とも
		2 政党名掲示	<input type="checkbox"/>			当日分のみ
		3 政党名・名簿登載者氏名掲示	<input type="checkbox"/>			当日分のみ
		4 候補者申入書	<input type="checkbox"/>			共通
		5 啓発用ポケットティッシュ	<input type="checkbox"/>			共通
別途輸送	啓発物資・啓発用物資	1 点字指名票等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	期日前・当日とも
		2 政党名掲示	<input type="checkbox"/>			当日分のみ
		3 政党名・名簿登載者氏名掲示	<input type="checkbox"/>			当日分のみ
		4 候補者申入書	<input type="checkbox"/>			共通
		5 啓発用ポケットティッシュ	<input type="checkbox"/>			共通

## 別紙2

## 第1回送付物品

〈小選挙区〉

区分	1 一般用 投票用紙	2 船員 不在者 投票用紙	3 点字 投票用紙	4 点字 シール	5 不在者 投票事務 処理簿	6 不在者 投票事務 処理簿	7 不在者 投票に関する 調書	8 不在者 投票に関する 調書	9 在外投票 に関する 調書	10 期日前 投票所 投票録
					(一般)	(在外)	(一般)	(在外)		
鳥取市	161,200	100	300	300	190	5	190	5	5	400
米子市	124,100	0	160	160	100	5	90	5	5	70
倉吉市	41,200	0	110	110	50	5	70	5	5	100
境港市	29,600	100	50	50	50	5	40	5	5	35
岩美町	10,500	100	30	30	50	5	50	5	5	35
若桜町	3,400	0	10	10	20	5	20	5	5	35
智頭町	6,800	0	10	10	20	5	20	5	5	70
八頭町	15,900	0	30	30	40	5	50	5	5	100
三朝町	6,000	0	50	50	40	5	40	5	5	35
湯梨浜町	15,100	0	50	50	30	5	30	5	5	35
琴浦町	15,700	100	20	20	40	5	40	5	5	35
北栄町	13,500	0	30	30	30	5	30	5	5	70
日吉津村	3,200	0	10	10	10	5	10	5	5	35
大山町	15,300	0	30	30	40	5	40	5	5	100
南部町	10,100	0	20	20	20	5	20	5	5	35
伯耆町	10,200	0	20	20	30	5	30	5	5	70
日南町	4,700	0	40	40	30	5	30	5	5	35
日野町	3,300	0	20	20	20	5	20	5	5	35
江府町	3,100	0	20	20	30	5	30	5	5	35
都市計	356,100	200	620	620	390	20	390	20	20	605
町村計	136,800	200	390	390	450	75	460	75	75	760
合計	492,900	400	1,010	1,010	840	95	850	95	95	1,365
予備	200	100	90	90	160	35	150	35	35	50
(合計+予備)	493,100	500	1,100	1,100	1,000	130	1,000	130	130	1,415

別紙2

区分	11 期日前 投票所 投票録 (在外)	12 事務 処理簿	13 在外投票 投票用 外封筒 (公印有)	14 不在者 投票用 外封筒 (公印無)	15 郵便 投票用 外封筒 (代理記載なし)	16 郵便 投票用 外封筒 (代理記載あり)	17 不在者 投票用 内封筒	18 仮投票用 封筒
鳥取市	35	5	1,700	20	150	40	1,910	200
米子市	35	5	1,100	20	100	20	1,240	100
倉吉市	35	5	600	0	50	10	660	80
境港市	35	5	500	20	50	10	580	30
岩美町	35	5	100	10	10	5	125	50
若桜町	35	5	80	0	10	5	95	20
智頭町	35	5	90	0	10	5	105	20
八頭町	35	5	180	0	10	5	195	50
三朝町	35	5	110	0	10	5	125	50
湯梨浜町	35	5	210	0	10	5	225	30
琴浦町	35	5	220	10	10	5	245	40
北栄町	35	5	150	0	10	5	165	30
日吉津村	35	5	30	0	10	5	45	10
大山町	35	5	220	0	10	5	235	50
南部町	35	5	90	0	10	5	105	20
伯耆町	35	5	120	0	10	5	135	40
日南町	35	5	110	0	10	5	125	30
日野町	35	5	50	0	10	5	65	20
江府町	35	5	60	0	10	5	75	30
都市計	140	20	3,900	60	350	80	4,390	410
町村計	525	75	1,820	20	150	75	2,065	490
合計	665	95	5,720	80	500	155	6,455	900
予備	35	35	480	20	120	65	685	40
(合計+予備)	700	130	6,200	100	620	220	7,140	940

## 別紙2

〈比例代表〉

区分	一般 投票用紙	1 船員 不在者 投票用紙	2 点字 投票用紙	3 点字 投票用紙	4 シール	5 不在者 投票 事務 処理簿	6 不在者 投票 事務 処理簿	7 不在者 投票 に関する 調書	8 不在者 投票 に関する 調書	9 在外投票 に関する 調書	10 期日前 投票所 投票録
					(一般)	(在外)	(一般)	(在外)			
鳥取市	161,200	100	300	300	190	5	190	5	5	5	400
米子市	124,100	0	160	160	100	5	90	5	5	5	70
倉吉市	41,200	0	110	110	50	5	70	5	5	5	100
境港市	29,600	100	50	50	50	5	40	5	5	5	35
岩美町	10,500	100	30	30	50	5	50	5	5	5	35
若桜町	3,400	0	10	10	20	5	20	5	5	5	35
智頭町	6,800	0	10	10	20	5	20	5	5	5	70
八頭町	15,900	0	30	30	40	5	50	5	5	5	100
三朝町	6,000	0	50	50	40	5	40	5	5	5	35
湯梨浜町	15,100	0	50	50	30	5	30	5	5	5	35
琴浦町	15,700	100	20	20	40	5	40	5	5	5	35
北栄町	13,500	0	30	30	30	5	30	5	5	5	70
日吉津村	3,200	0	10	10	10	5	10	5	5	5	35
大山町	15,300	0	30	30	40	5	40	5	5	5	100
南部町	10,100	0	20	20	20	5	20	5	5	5	35
伯耆町	10,200	0	20	20	30	5	30	5	5	5	70
日南町	4,700	0	40	40	30	5	30	5	5	5	35
日野町	3,300	0	20	20	20	5	20	5	5	5	35
江府町	3,100	0	20	20	30	5	30	5	5	5	35
都市計	356,100	200	620	620	390	20	390	20	20	20	605
町村計	136,800	200	390	390	450	75	460	75	75	75	760
合計	492,900	400	1,010	1,010	840	95	850	95	95	95	1,365
予備	200	100	90	90	160	35	150	35	35	35	50
(合計+予備)	493,100	500	1,100	1,100	1,000	130	1,000	130	130	130	1,415

別紙2

区分	11 期日前 投票所 投票録 (在外)	12 在外投票 事務 処理簿	13 不在者 投票用 外封筒 (公印有)	14 不在者 投票用 外封筒 (公印無)	15 郵便 投票用 外封筒 (代理記載なし)	16 郵便 投票用 外封筒 (代理記載あり)	17 不在者 投票用 内封筒	18 仮投票用 封筒
鳥取市	35	5	1,700	20	150	40	1,910	200
米子市	35	5	1,100	20	100	20	1,240	100
倉吉市	35	5	600	0	50	10	660	80
境港市	35	5	500	20	50	10	580	30
岩美町	35	5	100	10	10	5	125	50
若桜町	35	5	80	0	10	5	95	20
智頭町	35	5	90	0	10	5	105	20
八頭町	35	5	180	0	10	5	195	50
三朝町	35	5	110	0	10	5	125	50
湯梨浜町	35	5	210	0	10	5	225	30
琴浦町	35	5	220	10	10	5	245	40
北栄町	35	5	150	0	10	5	165	30
日吉津村	35	5	30	0	10	5	45	10
大山町	35	5	220	0	10	5	235	50
南部町	35	5	90	0	10	5	105	20
伯耆町	35	5	120	0	10	5	135	40
日南町	35	5	110	0	10	5	125	30
日野町	35	5	50	0	10	5	65	20
江府町	35	5	60	0	10	5	75	30
都市計	140	20	3,900	60	350	80	4,390	410
町村計	525	75	1,820	20	150	75	2,065	490
合計	665	95	5,720	80	500	155	6,455	900
予備	35	35	480	20	120	65	685	40
(合計+予備)	700	130	6,200	100	620	220	7,140	940

## 別紙2

〈各選挙共通〉

区分	1 期日前 投票宣誓書	2 不在者 投票宣誓書 請求書	3 不在者 投票 證明書	4 投票用紙 投票 送付票	5 投票用紙及 投票用封筒 精算書	6 郵便等投票 證明書 (本人用)	7 郵便等投票 證明書 (代理記載用)	8 不在者投票 證明書用 封筒	9 選挙人名簿 登録証明書
鳥取市	45,400	1,720	350	120	120	150	40	350	0
米子市	10	1,120	200	60	60	100	20	200	12
倉吉市	11,100	600	60	40	40	50	10	60	1
境港市	9,200	520	130	20	20	50	10	130	72
岩美町	2,500	110	20	30	30	10	5	20	1
若桜町	1,200	80	20	20	20	10	5	20	0
智頭町	3,600	90	20	15	15	10	5	20	0
八頭町	5,600	180	30	30	30	10	5	30	0
三朝町	2,200	150	20	30	30	10	5	20	0
湯梨浜町	3,600	210	20	20	20	10	5	20	0
琴浦町	100	230	20	30	30	10	5	20	0
北栄町	100	150	30	30	30	10	5	30	0
日吉津村	1,000	30	20	5	5	10	5	20	0
大山町	4,000	220	30	30	30	10	5	30	1
南部町	3,200	90	30	20	20	10	5	30	0
伯耆町	4,300	120	40	30	30	10	5	40	0
日南町	2,300	110	20	20	20	10	5	20	0
日野町	1,200	50	20	20	20	10	5	20	0
江府町	1,300	60	20	20	20	10	5	20	0
都市計	65,710	3,960	740	240	240	350	80	740	85
町村計	36,200	1,880	360	350	350	150	75	360	2
合計	101,910	5,840	1,100	590	590	500	155	1,100	87
予備	400	500	120	30	30	120	65	120	113
(合計+予備)	102,310	6,340	1,220	620	620	620	220	1,220	200

別紙2

区分	10 依頼書	11 請求書(甲)	12 投票用紙等 送付書(甲)	13 不在者投票 用紙等請求 書兼送付書 (乙)
鳥取市	1	1	1	1
米子市	1	1	1	1
倉吉市	1	1	1	1
境港市	1	1	1	1
岩美町	1	1	1	1
若桜町	1	1	1	1
智頭町	1	1	1	1
八頭町	1	1	1	1
三朝町	1	1	1	1
湯梨浜町	1	1	1	1
琴浦町	1	1	1	1
北栄町	1	1	1	1
日吉津村	1	1	1	1
大山町	1	1	1	1
南部町	1	1	1	1
伯耆町	1	1	1	1
日南町	1	1	1	1
日野町	1	1	1	1
江府町	1	1	1	1
都市計	4	4	4	4
町村計	15	15	15	15
合計	19	19	19	19
予備	0	0	0	0
(合計+予備)	19	19	19	19

## 別紙2

## &lt;最高裁国民審査&gt;

啓発物資

区分	1 不在者投票 事務処理簿	2 不在者投票 に関する 調書	3 期日前 投票所 投票録	4 不在者 投票用 外封筒 (公印有)	5 不在者 投票用 外封筒 (公印無)	6 郵便 投票用 外封筒 (代理記載なし)	7 郵便 投票用 外封筒 (代理記載あり)	8 不在者 投票用 内封筒	9 仮投票用 封筒	1 ポスター
鳥取市	190	190	400	1,700	20	150	40	1,910	200	900
米子市	100	90	70	1,100	20	100	20	1,240	100	350
倉吉市	50	70	100	600	0	50	10	660	80	380
境港市	50	40	35	500	20	50	10	580	30	130
岩美町	50	50	35	100	10	10	5	125	50	160
若桜町	20	20	35	80	0	10	5	95	20	110
智頭町	20	20	70	90	0	10	5	105	20	90
八頭町	40	50	100	180	0	10	5	195	50	170
三朝町	40	40	35	110	0	10	5	125	50	150
湯梨浜町	30	30	35	210	0	10	5	225	30	150
琴浦町	40	40	35	220	10	10	5	245	40	150
北栄町	30	30	70	150	0	10	5	165	30	180
日吉津村	10	10	35	30	0	10	5	45	10	15
大山町	40	40	100	220	0	10	5	235	50	180
南部町	20	20	35	90	0	10	5	105	20	100
伯耆町	30	30	70	120	0	10	5	135	40	120
日南町	30	30	35	110	0	10	5	125	30	100
日野町	20	20	35	50	0	10	5	65	20	80
江府町	30	30	35	60	0	10	5	75	30	100
都市計	390	390	605	3,900	60	350	80	4,390	410	1,760
町村計	450	460	760	1,820	20	150	75	2,065	490	1,855
合計	840	850	1,365	5,720	80	500	155	6,455	900	3,615
予備	160	150	50	480	20	120	65	685	40	0
(合計+予備)	1,000	1,000	1,415	6,200	100	620	220	7,140	940	3,615